

やまぐち正規シャインもっと応援奨励金支給要綱

(趣旨)

第1条 県は、県内中小企業の安定的な人材確保・定着を図るため、多様な働き方のニーズを踏まえた正社員化を促進する環境づくりや採用強化の取組を実施した場合に、当該事業者に対し、予算の範囲内において、やまぐち正規シャインもっと応援奨励金（以下「奨励金」という。）を支給することとし、その支給に関してはこの要綱の定めるところによる。

(支給対象事業者)

第2条 奨励金の支給対象事業者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 県内に事業所を有し、常時雇用する従業員が1名以上の中小企業等（別表1に定める者）
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団又はその統制下の団体でないこと。
- (3) 県税の滞納がないこと。
- (4) 法の規定を遵守していること。

(支給の対象となる取組)

第3条 奨励金の対象となる取組は、別表2のとおりとし、令和8年4月1日から令和9年3月19日までの期間内において、支給対象事業者が、新たに別表2に掲げる奨励金の対象となる取組を行った場合に支給する。

(支給額)

第4条 別表2に掲げる環境づくり奨励金は、カテゴリー当たり10万円とし、最大20万円とする。また、本奨励金の支給は、1対象事業者に対し年度あたり1回の申請とする。

2 別表2に掲げる正規転換等奨励金は、従業員1名当たり20万円とし、最大80万円とする。

(支給の申請)

第5条 奨励金の支給を希望する事業者は、令和9年3月19日までに、やまぐち正規シャインもっと応援奨励金支給申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）及び誓約書（別記第1号様式別紙1）に、別表2に掲げる必要書類を添付し知事に申請する。

(支給の決定通知)

第6条 知事は、奨励金の支給の決定をしたときは、やまぐち正規シャインもっと応援奨励金支給決定通知書（別記第2号様式）により、申請書を提出した事業者に対し通知するものとする。

(奨励金の支給)

第7条 知事は、前条の支給の決定通知を行ったときは、速やかに第4条に規定する奨励金を支給するものとする。

(支給しない場合)

第8条 申請書を提出した事業者であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金を支給しないものとする。

- (1) 虚偽の申請をした場合
- (2) 対象事業者が、第2条のいずれかに該当しない事実が判明した場合
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、奨励金の支給対象として適当でないと認められる場合

2 奨励金を支給しないことと決定したときは、やまぐち正規シャインもっと応援奨励金不支給決定通知書（別記第3号様式）により、申請書を提出した事業者に対し、通知するものとする。

(奨励金の返還)

第9条 知事は、奨励金の支給を受けた事業者が、偽りその他不正な行為によって奨励金の支給を受けたと認められるときは、やまぐち正規シャインもっと応援奨励金支給決定取消・返還通知書（別記第4号様式）により、当該事業者に対して支給額全額を返還させるものとする。

（指導監督）

第10条 知事は、この奨励金の支給に関する事項について、必要に応じて検査をし、事業者に対して報告を求めることができるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

業種分類	資本金・従業員の規模
① 製造業、建設業及び運輸業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人及び個人
② 卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の法人及び個人
③ サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業及び旅館業を除く。）	資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の法人及び個人
④ 小売業	資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の法人及び個人
⑤ ゴム製品製造業（自動車及び航空機用のタイヤ及びチューブの製造業並びに工場用ベルトの製造業を除く。）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が900人以下の法人及び個人
⑥ ソフトウェア業及び情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人及び個人
⑦ 旅館業	資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が200人以下の法人及び個人
⑧ その他の業種	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人及び個人
⑨ 医療法人、社会福祉法人、学校法人、農事組合法人、農業法人、財団法人、社団法人、特定非営利活動法人及び中小企業団体等（任意団体等を含む）	業種分類①から⑧までの区分に応じ、①から⑧までの従業員の規模以下の者

別表2（第3条関係）

奨励金の対象となる取組		必要書類
環境づくり 奨励金 ※1	<カテゴリー1> 多様な正社員制度の導入（勤務時間限定、職務限定、勤務地限定）	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則など社内規定の改定が確認できる書類 ・多様な働き方のニーズを踏まえた正社員化促進計画（別記第1号様式別紙2）
	<カテゴリー2> 従業員の成長支援の取組（人事評価制度、表彰制度、リスキリング、昇給表導入等）	<ul style="list-style-type: none"> ・その他知事が必要と認める書類
正規転換等 奨励金 ※1、2	パート労働者や未就業者等（正社員として就業する以前の期間が1年以上）を正社員として雇用し、給与とは別に就職準備金（10万円以上）を本人に支給していること	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用契約書など正社員であることが確認できる書類 ・多様な働き方のニーズを踏まえた正社員化促進計画（別記第1号様式別紙2） ・就業履歴申告書（別記第1号様式別紙3） ・賃金台帳など就職準備金の支給が確認できる書類 ・その他知事が必要と認める書類

※1：定期的な賃金見直しに係る社内規定の整備及び多様な雇用に関する理解促進の取組を実施していることを要件とする。

※2：希望に応じた体験就業機会を設けていることを要件とする。

別記第1号様式

やまぐち正規シャインもっと応援奨励金支給申請書

令和 年 月 日

山口県知事様

〒

所在地

名称

代表者職・氏名

やまぐち正規シャインもっと応援奨励金の支給を受けたいので、やまぐち正規シャインもっと応援奨励金支給要綱第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

支給申請額				円
環境づくり奨励金 10万円/カテゴリー【上限20万円】	_____カテゴリー	×	100,000円	= _____円
正規転換等奨励金 20万円/人【上限80万円】	_____人	×	200,000円	= _____円
常時雇用する従業員数	正規_____人	、	非正規_____人	
過去1年間における労働関係法令に違反する重大な事実				有 ・ 無
振込先	金融機関名・支店名	_____		
	口座種類	普通 ・ 当座		
	口座番号	_____		
	(フリガナ) 口座名義人	_____		
連絡窓口	担当者	_____		
	電話	_____	F A X	_____
	メールアドレス	_____		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

(添付書類)

- ・募集要項に記載している書類一式

別記第 1 号様式別紙 1

年 月 日

山口県知事 様

所在地 〒

名称

代表者氏名

誓 約 書

私は、やまぐち正規シャインもっと応援奨励金支給要綱第 5 条の申請に際して、以下のことを誓約します。

- ① 支給要件を全て満たします。申請内容に偽りがある場合、奨励金を返還します。
- ② 過去 1 年間に、重大な法令違反等はありません。
- ③ 県税を滞納していません。
- ④ 本申請にあたり、入力事項や証拠書類等に不正や虚偽の記載はありません。
- ⑤ 本申請にあたり、支給要件等を確認するために県が必要と認める場合は、事業所等への状況確認、書面提出等に協力します。
- ⑥ 不正が判明した場合には、速やかに奨励金を返還します。

別記第1号様式別紙2

多様な働き方のニーズを踏まえた正社員化促進計画

法人名：〇〇〇〇

代表者：〇〇〇〇

策定日付：令和 年 月 日

○ 多様な雇用に関する理解促進の取組【共通】

県が指定するいずれかの取組	認定制度 ・ セミナー参加 ・ サイト登録
取組日付	年 月 日
取組名称	

※オンライン、アーカイブ動画のセミナーを受講した場合はレポートを添付（様式任意）

○ 多様な働き方のニーズを踏まえた正社員化促進計画【環境づくり奨励金のみ】

1 現状分析・導入目的【カテゴリー1・2共通】
2 対象となる「多様な正社員」の定義【カテゴリー1のみ】
3 既存社員とのバランス（公平性）の設計【カテゴリー1のみ】
4 成長支援の具体策【カテゴリー2のみ】

○ キャリアパス（数年後のステップアップに向けた成長ビジョン）【共通】

--

○ 定期的な賃金見直しに係る社内規定の整備【共通】

※定期的な賃金見直しについて明記されている社内規定等の写しを添付

○ 希望に応じた体験就業機会の整備【正規転換等奨励金のみ】

※求職者の希望に応じて体験就業（見学を含む）の機会を設けていることが分かる求人票やサイト情報等の写しを添付

年 月 日

山口県知事 様

従業員氏名：

生年月日： 年 月 日

現住所：

就業履歴申告書

私は、やまぐち正規シャインもっと応援奨励金支給要綱第5条の申請に際して、正社員として就業する以前の過去の1年間の就業履歴を以下のとおり申告します。

なお、本申告に虚偽や隠蔽がないことを誓約し、不正が判明した場合には、速やかに奨励金を返還します。

■ 就業履歴（正社員として現在の事業所に就業する以前の1年間、直近を一番上に記載）

1. [入社： 年 月 日] ～ [退社： 年 月 日]

- ・会社名：
- ・雇用形態（契約社員・派遣・パート・アルバイト等）：
- ・主な業務内容：
- ・退職理由（一身上の都合・契約満了等）：

2. [入社： 年 月 日] ～ [退社： 年 月 日]

- ・会社名：
- ・雇用形態：
- ・主な業務内容：
- ・退職理由：

■ 職歴がない期間（正社員として現在の事業所に就業する以前の1年間）

1. [年 月 日] ～ [年 月 日]の期間（理由： ）

2. [年 月 日] ～ [年 月 日]の期間（理由： ）

※学業による在学の期間は、職歴がない期間とはみなしません。

■ 備考（特記事項があれば記入）

文 書 番 号
令和 年 月 日

様

山口県知事

やまぐち正規シャインもつと応援奨励金支給決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったやまぐち正規シャインもつと
応援奨励金については、次のとおり支給を決定したので、やまぐち正規シャインも
つと応援奨励金支給要綱第6条の規定により通知します。

1 支給額

金 円

2 支払方法

申請書記載の口座へ振込

文 書 番 号
令和 年 月 日

様

山口県知事

やまぐち正規シャインもつと応援奨励金不支給決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったやまぐち正規シャインもつと応援奨励金については、次の理由により奨励金を支給しないことに決定しましたので、やまぐち正規シャインもつと応援奨励金支給要綱第8条第2項の規定により通知します。

1 支給しない理由

文 書 番 号
令和 年 月 日

様

山口県知事

やまぐち正規シャインもつと応援奨励金支給決定取消・返還通知書

令和 年 月 日付けで支給決定したやまぐち正規シャインもつと
応援奨励金については、次の理由により支給決定を取り消すので、やまぐち正規シ
ャインもつと応援奨励金支給要綱第 9 条の規定により通知します。

については、支給した奨励金全額を次のとおり返還してください。

1 取消理由

2 支給した奨励金の返還期限

年 月 日

3 返還の方法

同封の納入通知書により所定の金融機関で払い込んでください。